○補償金に係る財務大臣が定める割引率について

（平成１３年３月２２日財理第８５０号）
最終改正（平成１９年１２月１０日財理第４７４１号）

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長　殿

財務省理財局長

補償金に係る財務大臣が定める割引率について

「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則」（昭和４９年大蔵省令第４２号）中の別紙書式における補償金に係る財務大臣が定める割引率については、別紙の算定方法によることとし、平成１９年１２月１２日から適用するので通知する。

（別紙）

補償金に係る財務大臣が定める割引率について

「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則」（昭和４９年大蔵省令第４２号）中の別紙書式における補償金に係る財務大臣が定める割引率（以下「割引率」という。）については、下記によることとする。

記

１．割引率は、繰上償還日に適用される貸付金利の算出の基準日（以下「基準日」という。）において算出する。

（１）半年単位の割引率は、次の計算式により算出する。

$$\frac{1}{(1+r/2)^{t}}$$

ｒ：基準日から半年毎に対応する期限を持つ割引債が存在するものとした場合のその割引債の最終利回り（以下「スポットレート」という。）である。
ｔ：半年単位の期数である。

スポットレートは次によって算出する。

① 基準日から半年又は１年を経過する日の利回りについては、割引短期国債の単利利回りとする。

② 基準日から１年を経過する日以後、半年を経過する日毎の利回りについては、当該期日に償還期日が到来する１０年、２０年、３０年及び４０年利付国債（以下「利付国債」という。）の複利利回りとする。

③ ①及び②の利回りについて、当該期日に償還期日が到来するものがない場合には、当該期日の直前・直後に償還期日が到来する国債の利回りをもとに、利回りが日毎均等に増減するものとして算出する。

（注）①から③までの利回りは、日本証券業協会が発表する「公社債店頭売買参考統計値」によるものとする。

④ 上記の①～③の利回りに基づき、短い年限から順次積み上げていく方式でスポットレートを算出する。

（２）月単位の割引率は、上記（１）で算出された各半期の割引率が各月均等に逓減するものとして算出する。

２．上記１により求められた割引率については、繰上償還の承認にあわせて通知することとし、納入告知書については、基準日以降速やかに送付するものとする。

３．上記１にかかわらず、約定期間に利率の見直しが行われる借入金について、繰上償還日が、利率の見直しの日に適用されている貸付金利が適用されている期間に含まれる場合には、割引率は支払期日ごとに次の計算式により算出する。

$$\frac{P_1 - P_2}{I_1 - I_2}$$

P_1：財務大臣から別途送付される繰上償還前の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元金の償還所要額（繰上償還日後において最初に到来する利率の見直しの日における元金償還所要額については、当該利率の見直しの日以降における元金所要額の合計額とする。）として記載された額

P_2：承認通知書に添付される繰上償還後の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元金の償還所要額（繰上償還日後において最初に到来する利率の見直し

の日における元金償還所要額については、当該利率の見直しの日以降における元金償還所要額の合計額とする。）として記載された額

I_1：財務大臣から別途送付される繰上償還前の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額（繰上償還日後において最初に到来する利率の見直しの日における元利金償還所要額については、当該利率の見直しの日以降における元利金償還所要額の合計額とする。）として記載された額

I_2：承認通知書に添付される繰上償還後の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額（繰上償還日後において最初に到来する利率の見直しの日における元利金償還所要額については、当該利率の見直しの日以降における元利金償還所要額の合計額とする。）として記載された額

（注）上記３の割引率に基づき補償金を算出する場合、補償金は生じないこととなることから、繰上償還の承認にあわせた割引率の通知は行わないこととする。